

### 3. 移動等円滑化に関する事項(案)

#### 3.1 移動等円滑化に向けて

文京区バリアフリー基本構想の策定に向けて、区民参加のもと、『まち歩きワークショップ』や『地域懇談会』を開催し、区全域で共通する課題や地区特有の課題について整理しました。

バリアフリー法で定めることとなっている移動等円滑化に関する事項として、バリアフリー基準やガイドラインの記載事項に加え、ワークショップや地域懇談会での意見を踏まえ、**高齢者、障害者等が移動・利用しやすい施設整備**に向けて、**施設管理者に配慮いただきたい内容**を整理しました。

#### 3.2 移動等円滑化に関する主な基準等

各施設のバリアフリー整備にあたっては、バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準への適合に努めるとともに、関連するガイドラインや条例等に留意した整備を推進します。

表 移動等円滑化に関する主な基準等

種別	項目	名称	所管など/作成年月
移動等円滑化基準	公共交通	移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準(公共交通移動等円滑化基準)	国土交通省【省令】 平成 18 年 12 月
	道 路	移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準(道路移動等円滑化基準)	国土交通省【省令】 平成 18 年 12 月
		移動等円滑化のために必要な道路の占用に関する基準	国土交通省【省令】 平成 18 年 12 月
	公 園	移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準(都市公園移動等円滑化基準)	国土交通省【省令】 平成 18 年 12 月
	建 築 物	移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する基準(建築物移動等円滑化基準)	国土交通省【政令】 平成 18 年 12 月
		高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準(建築物移動等円滑化誘導基準)	国土交通省【省令】 平成 18 年 12 月
	交通安全	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準	国家公安委員会【規則】 平成 18 年 12 月
駐 車 場	移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準(路外駐車場移動等円滑化基準)	国土交通省【省令】 平成 18 年 12 月	
ガイドライン等	公共交通	公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン〔旅客施設編〕	国土交通省 平成 25 年 6 月
		公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン〔車両等編〕	国土交通省 平成 25 年 6 月
	道 路	増補 改定版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン	(財)国土技術研究センター 平成 23 年 8 月
	公 園	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン	国土交通省 平成 24 年 3 月
	建 築 物	高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準	国土交通省 平成 24 年 7 月 (追補版平成 27 年 7 月)
条例等	公共交通・道路・公園・建築物等	東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル	東京都 平成 26 年 9 月
	道 路	都道における移動等円滑化の基準に関する条例	東京都 平成 24 年 12 月
	公 園	東京都立公園における移動等円滑化の基準に関する条例	東京都 平成 24 年 12 月
	建 築 物	高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例(建築物バリアフリー条例)	東京都 平成 18 年 12 月
	交通安全	東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例	東京都 平成 24 年 12 月
	駐 車 場	駐車場ユニバーサルデザインガイドライン	(財)東京都道路整備保全公社 平成 19 年 2 月
	ト イ レ	生活者の視点に立ったトイレ整備の指針 —とうきょうトイレ、その方向性—	東京都 平成 18 年 7 月

### 3.3 公共交通の移動等円滑化

<旅客施設（鉄道駅）>

※ワークショップや地域懇談会などで区民意見が多かったもののうち、移動等円滑化基準や関連ガイドラインに記載のあるものは**赤字**、文京区独自のものは**青字**で示しています。

項目	共通の配慮事項
①通路	<p>主要な出入口から各ホームまでのバリアフリー化された経路を確保する。<b>（1ルート既に確保している場合は2ルート目の確保に努める）</b>また、他の経路と比べて極端に遠回りにならないようにする（乗換時も同様）。</p> <p>動線が錯綜する通路では、視覚障害者が安心して移動できる誘導経路を確保（視覚障害者誘導用ブロックの配置）する。</p>
②上下移動	<p>階段は、<b>段鼻の色を強調</b>し、段を識別しやすいようにする。</p> <p>エレベーターは、<b>障害者が利用しやすい構造</b>とする（十分な広さ、開延長ボタン、車いす使用者対応操作ボタン、足下まで見える鏡、浮き彫り表示のボタン、音声案内、緊急時等に情報提供を行う表示装置、ガラス窓など）。</p> <p>エスカレーターは、<b>上り専用のものと下り専用のものをそれぞれ設置</b>する。</p>
③ホーム	<p>転落防止のため、<b>ホームドアや可動式ホーム柵、または内方線付点状ブロックを設置</b>する。</p> <p>ホームの幅員が狭い箇所には、車いす使用者や視覚障害者に配慮した注意喚起や安全対策を実施する。</p> <p>ホームと車両の間隙や段差は、できる限り小さくする。</p> <p>乗降位置を表示するとともに、<b>視覚障害者がわかりやすい位置に点字を貼付</b>する。</p> <p>乗降や移動を妨げない位置に配慮し、ベンチを設置する。</p> <p>視覚障害者や高齢者に配慮した適切な照度を確保する。</p>
④券売機等	<p>車いすでも近づきやすいよう蹴込みを設け、タッチパネルが見やすい（反射しない）券売機等を設置する。</p> <p>インターホン等を活用できない聴覚障害者等への適切な対応方法を検討する。</p>
⑤トイレ	<p>車いす使用者が円滑に利用できる多機能トイレを設置する（十分な広さ、可動式手すり、オストメイト対応設備、わかりやすいボタン配置など）。</p> <p><b>多機能トイレの利用の集中を分散するため、一般トイレに広めの個室や乳幼児用設備を設置</b>する（ベビーチェアや<b>幼児用便座</b>など）。</p> <p>多機能トイレや一般トイレの個室に設ける<b>荷物台や荷物掛けは、車いす使用者や高齢者等の利用に配慮し、低い位置に設置</b>する。</p> <p>非常事態を聴覚障害者等に知らせることができるフラッシュライト等を設ける。</p>
⑥案内設備	<p>バリアフリー化された経路や乗継経路、バリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどを活用した大きくわかりやすい案内表示を設ける。</p> <p>エスカレーターによる経路が連続していない場合（<b>途中から階段による上下移動が必要となる場合</b>）は、あらかじめその旨がわかるように<b>経路の端部に案内</b>を掲示する。</p> <p>改札口やトイレ、エスカレーター等に音声案内を設置する。また、駅構内やトイレの配置がわかる触知案内図を設置する。</p> <p>サインの情報内容や表現方法、設置位置がわかりやすいように配慮するとともに、<b>可変式情報表示装置を設置し、緊急時等の情報をタイムリーに伝達</b>できるようにする。</p> <p>エレベーターや多機能トイレでは、<b>障害者等が優先的に利用できるように配慮</b>する（案内の表示など）。</p>
⑦人的対応・心のバリアフリー	<p>職員による案内やサポートなどの対応を充実する。</p> <p>多様な利用者への適切な対応について職員の教育を実施する。</p> <p>筆談用具を設け、筆談用具があることを示す案内を表示する。</p>

- 参考：旅客施設のバリアフリー化（国土交通省資料など）



ホームドア



可動式ホーム柵



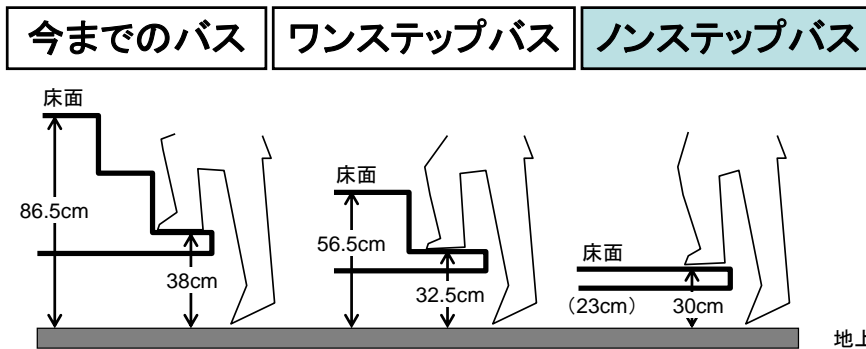
内方線付点状ブロック

※ワークショップや地域懇談会などで区民意見が多かったもののうち、移動等円滑化基準や関連ガイドラインに記載のあるものは**赤字**、文京区独自のものは**青字**で示しています。

<バス>

項目	共通の配慮事項
①車両	<b>ノンステップ化</b> や <b>車いす使用者やベビーカーが利用しやすい広めの乗降口の確保</b> など、 <b>バリアフリー化された車両への代替</b> を促進する。
②バス乗降場・停留所	バス停へのベンチ・上屋の設置や <b>安全な待合空間を確保</b> する。(道路管理者との協議) バスが正着(停留所に寄せてまっすぐ停車)しやすく、車両との段差が生じない構造に改良する。(道路管理者との連携)
③案内設備	バス乗降場や停留所における案内を充実する(わかりやすい路線図・乗継案内、ノンステップバス運行の表示、多言語表記など)。 バス接近表示システムの導入(音声案内・電光表示)を促進する
④人的対応・心のバリアフリー	<b>バス停への正着やニーリング(車両を傾けて勾配を緩和する)を徹底</b> する。 多様な利用者への適切な対応について乗務員の教育を実施する。 筆談用具を設け、筆談用具があることを示す案内を表示する。

● 参考：バスのバリアフリー化



ノンステップバス



バリアフリー化されたバス停留所

<タクシー>

項目	共通の配慮事項
①車両	車いす使用者等も利用できる福祉タクシーの導入を促進する。
②人的対応・心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について乗務員の教育を実施する。 筆談用具を設け、筆談用具があることを示す案内を表示する。



### 3.4 道路の移動等円滑化

※ワークショップや地域懇談会などで区民意見が多かったもののうち、移動等円滑化基準や関連ガイドラインに記載のあるものは**赤字**、文京区独自のものは**青字**で示しています。

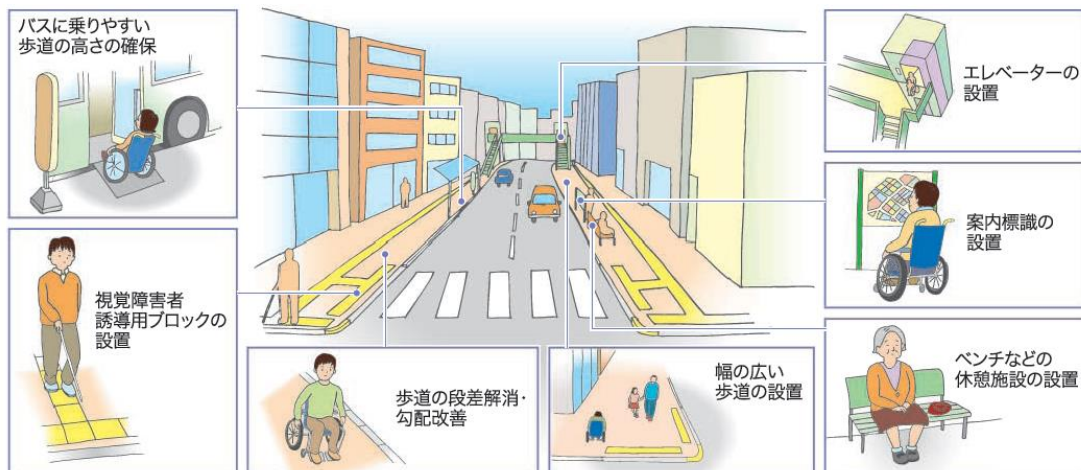
#### <歩道のある道路>

項目	共通の配慮事項
①整備	歩道の大規模改良・更新時に移動等円滑化基準に適合した道路整備を行うとともに、コミュニティ道路整備を進めるなど、歩行者が安全かつ安心して利用できる道路環境を整備する。
	車両乗入れ部や交差点部における <b>歩道と車道の勾配を解消</b> する。
	バス停留所を設置する歩道は、 <b>バスに円滑に乗降できる高さ</b> とし、視覚障害者誘導用ブロックを設置するとともに、安全な待合空間を確保する。（バス事業者と連携）
	車いすやベビーカーが <b>がたつきにくい舗装材を採用</b> する。
	歩車道境界ブロックは、 <b>視覚障害者が認識でき、車いすが円滑に通行できるもの</b> にする。
	歩車道境界やバス停留所、生活関連施設を中心に、移動の連続性に配慮した視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。（関係事業者と連携）
	側溝のフタ（グレーチング）などは、白杖や車いすの移動の障害とならないよう、目の細かいものにする。
	歩行者等の通行の支障とならない範囲で、 <b>日陰やベンチ等の休憩施設</b> を設置する。
	歩道の安全性を高めるため <b>自転車通行環境整備</b> を推進する。
②安全対策	電柱や街灯、案内サイン等の付属物が歩行者の通行の妨げとならないように配慮する。
	長く続く坂道では、 <b>車いす使用者等が安心して滞留できるスペース（平坦な踊り場等）や高齢者等が休憩できるベンチの設置</b> に努める。また、道路利用者に対して、 <b>助け合いの意識を喚起する標識や勾配に関する案内を設置</b> する。
③案内設備	生活関連経路上の主要な箇所（駅周辺、主要交差点、生活関連施設付近の交差点など）に、多様な利用者に配慮した <b>見やすくわかりやすい案内表示を設置</b> する（必要に応じて点字表示・音声案内など）。
	エレベーターやスロープなどの案内は、ピクトグラム等を活用し、大きくわかりやすいものを設置する。
④維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック、案内設備、植栽の枝などの適切な維持管理に配慮する。
⑤人的対応・心のバリアフリー	視覚障害者誘導用ブロック上への放置自転車や歩道を狭める看板、商品陳列等への指導を行い、適切な機能を確保する。
	<b>自転車利用者へのルール・マナーの啓発や取締りを強化</b> する。（交通管理者と連携）

#### <歩道のない生活道路>

項目	共通の配慮事項
①整備	歩道の新設やコミュニティ道路整備を進めるなど、歩行者が安全かつ安心して利用できる道路環境を整備する。
	側溝のフタ（グレーチング）などは、白杖や車いすの移動の障害とならないよう、目の細かいものにする。
	バス停留所を設置する道路は、安全な待合空間を確保する。（バス事業者と連携）
②安全対策	<b>路肩の拡幅や平坦化、ガードレールの設置、舗装のカラー化、一方通行化、駐停車抑制策など、経路の実情に合った交通安全対策を実施</b> する。（交通管理者と連携）
	電柱や街灯、案内サイン等の付属物が歩行者の通行の妨げとならないように配慮する。
	長く続く坂道では、 <b>滑りにくい舗装</b> に配慮するとともに、必要に応じて <b>手すりの設置</b> などを検討する。また、道路利用者に対して、 <b>助け合いの意識を喚起する標識や勾配に関する案内を設置</b> する。
③案内設備	生活関連経路上の主要な箇所（生活関連施設付近の交差点など）に、多様な利用者に配慮した <b>見やすくわかりやすい案内表示を設置</b> する（必要に応じて点字表示・音声案内など）。
④維持管理	舗装や案内設備、植栽の枝などの適切な維持管理に配慮する。
⑤人的対応・心のバリアフリー	放置自転車や歩行空間を狭める看板、商品陳列等への指導を行い、適切な機能を確保する。
	<b>自転車利用者へのルール・マナーの啓発や取締りを強化</b> する。（交通管理者と連携）

● 参考：道路のバリアフリー化（国土交通省資料、文京区ホームページなど）



バリアフリー化された歩道



コミュニティ道路（歩道あり）



コミュニティ道路（歩道なし：路面表示）



コミュニティ道路（歩道なし：狭さく）



助け合いの意識を喚起する標識（坂道）

※ワークショップや地域懇談会などで区民意見が多かったもののうち、移動等円滑化基準や関連ガイドラインに記載のあるものは**赤字**、文京区独自のものは**青字**で示しています。

### 3.5 信号機等の移動等円滑化

項目	共通の配慮事項
①信号機等	生活関連経路上の信号交差点には、音響式や残り時間表示式など、 <b>バリアフリー化された信号機を設置</b> するとともに、付帯機材の位置に配慮する。
	主要な交差点や複雑なかたちの交差点に <b>エスコートゾーンを設置</b> する。
	高齢者、障害者が交差点を <b>渡りきれる</b> よう、 <b>適切な青時間を確保</b> する（歩行者用青信号の延長、青延長用押ボタンの設置など）。
	標識、標示の高輝度化や信号機のLED化により見やすさを向上する。
②安全対策	【歩道のない生活道路】 <b>路肩の拡幅や平坦化、ガードレールの設置、舗装のカラー化、一方通行化、駐停車抑制策など、経路の実情に合った交通安全対策を実施</b> する。（道路管理者と連携）
③人的対応・心のバリアフリー	<b>自転車利用者へのルール・マナーの啓発や取締りを強化</b> する。（道路管理者と連携）

● 参考：信号機等のバリアフリー化（国土交通省資料、警察庁資料など）



音響用・青延長用押ボタン



残り時間表示式信号機



エスコートゾーン



※ワークショップや地域懇談会などで区民意見が多かったもののうち、移動等円滑化基準や関連ガイドラインに記載のあるものは赤字、文京区独自のものは青字で示しています。

### 3.6 建築物の移動等円滑化(駐車場を含む)

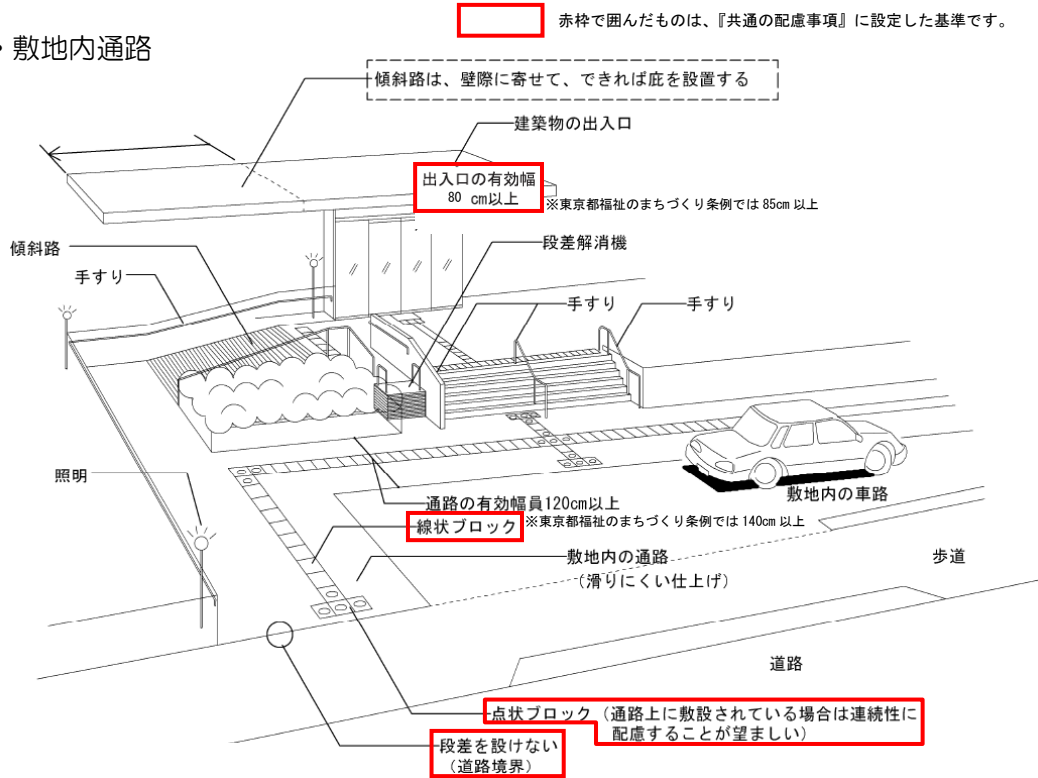
項目	共通の配慮事項
①出入口・敷地内通路	道路と建築物の連続性に配慮し、段差を解消するとともに、 <b>歩道上から出入口、建物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックを設置</b> する。
	主要な出入口は自動ドアなど通行しやすい扉とし、車いす使用者等に配慮した幅を確保する。(80cm以上)
②建物内通路	主要な通路は、物や設備などで狭くならないように配慮する。(120cm以上)
	主要な通路に段差がある場合はスロープを設置するなどして段差を解消する。
③上下移動	2階以上の建築物には、エレベーターを設置する。
	エレベーターは、 <b>障害者が利用しやすい構造</b> とする(十分な広さ、開延長ボタン、車いす使用者対応操作ボタン、足下まで見える鏡、浮き彫り表示のボタン、音声案内、緊急時等に情報提供を行う表示装置、ガラス窓など)。
	階段は、 <b>段鼻の色を強調</b> し、段を識別しやすいようにする。
	階段には両側に手すりを設け、行先を点字で表示する。
④トイレ	車いす使用者が円滑に利用できる多機能トイレを設置する(十分な広さ、可動式手すり、オストメイト対応設備、わかりやすいボタン配置など)。
	<b>多機能トイレの利用の集中を分散するため、一般トイレに広めの個室や乳幼児用設備を設置</b> する(ベビーチェアや <b>幼児用便座</b> など)。
	多機能トイレや一般トイレの個室に設ける <b>荷物台や荷物掛けは、車いす使用者や高齢者等の利用に配慮し、低い位置に設置</b> する。
	非常事態を聴覚障害者等に知らせることができるフラッシュライト等を設ける。
⑤駐輪場・駐車場	利用者などの駐輪が出入口や通路、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないように配慮する。
	出入口に近い場所に十分な広さの障害者用駐車施設(幅350cm以上)を設置し、わかりやすく標示するとともに、適切な利用を促すように利用者への啓発を行う。
⑥案内設備	バリアフリー化された経路や非常口、バリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどを活用した <b>大きくわかりやすい案内表示</b> を設ける。
	建築物出入口やトイレ、エレベーター等に音声案内を設置する。また、トイレの配置がわかる触知案内図を設置する。
	エレベーターや多機能トイレでは、 <b>障害者等が優先的に利用できるように配慮</b> する(案内の表示など)。
	病院など順番待ちのある施設では、 <b>呼出受信機を導入し、音声と文字情報で案内するなど、聴覚障害者や視覚障害者に対応した呼び出し方法に配慮</b> する。
⑦その他設備	授乳室やおむつ交換台、ベンチを設置する。
	貸出し用の車いすやベビーカー等を設置し、案内を表示する。
	受付や記入台は、車いす使用者が接近しやすい構造とする。
	<b>講演を行うホール等では磁気ループを導入</b> し、設備が使える旨を主催者や参加者に周知する。
⑧人的対応・心のバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応を充実する。
	<b>建築物出入口から受付・窓口までの経路に視覚障害者誘導用ブロックを配置し、受付・窓口からは職員が対応するなど、連続的な誘導に配慮</b> する。
	多様な利用者への適切な対応について職員の教育を実施する。
	<b>コミュニケーション支援ボードや筆談用具を設け</b> 、設置を示す案内を表示する。 セットバックしている空間では歩行者が休憩できる <b>ベンチの設置</b> を検討する。



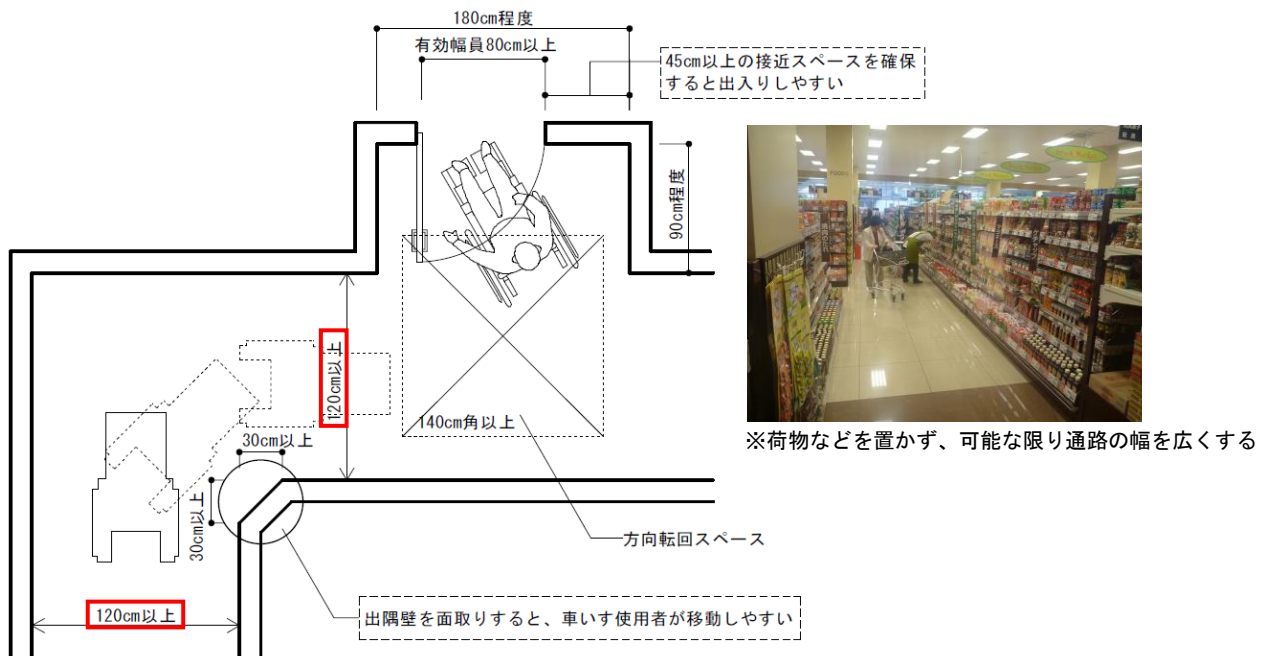
● 参考：建築物のバリアフリー化

(高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準から抜粋、及び作成)

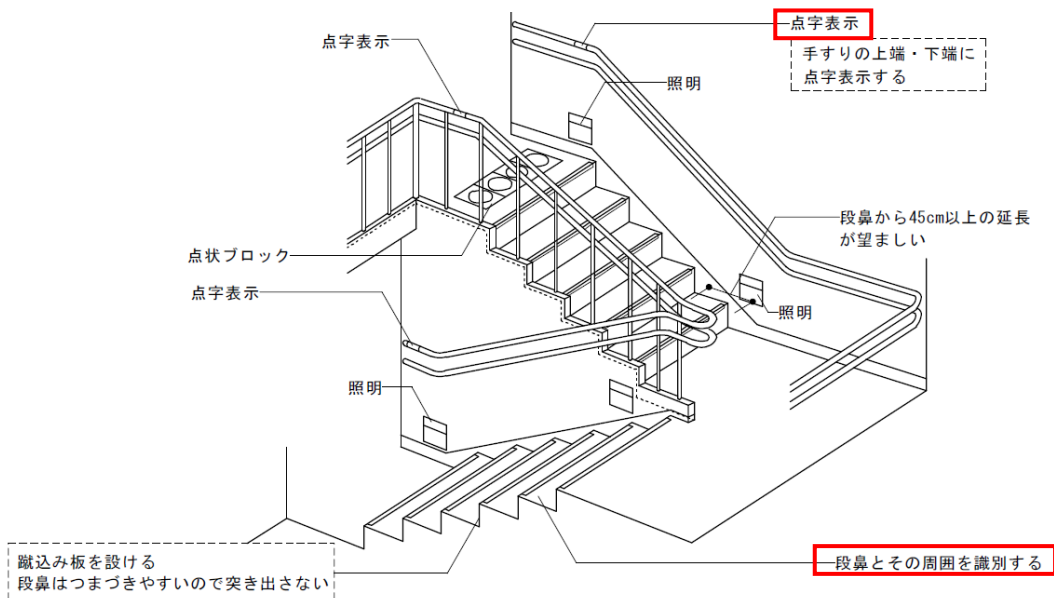
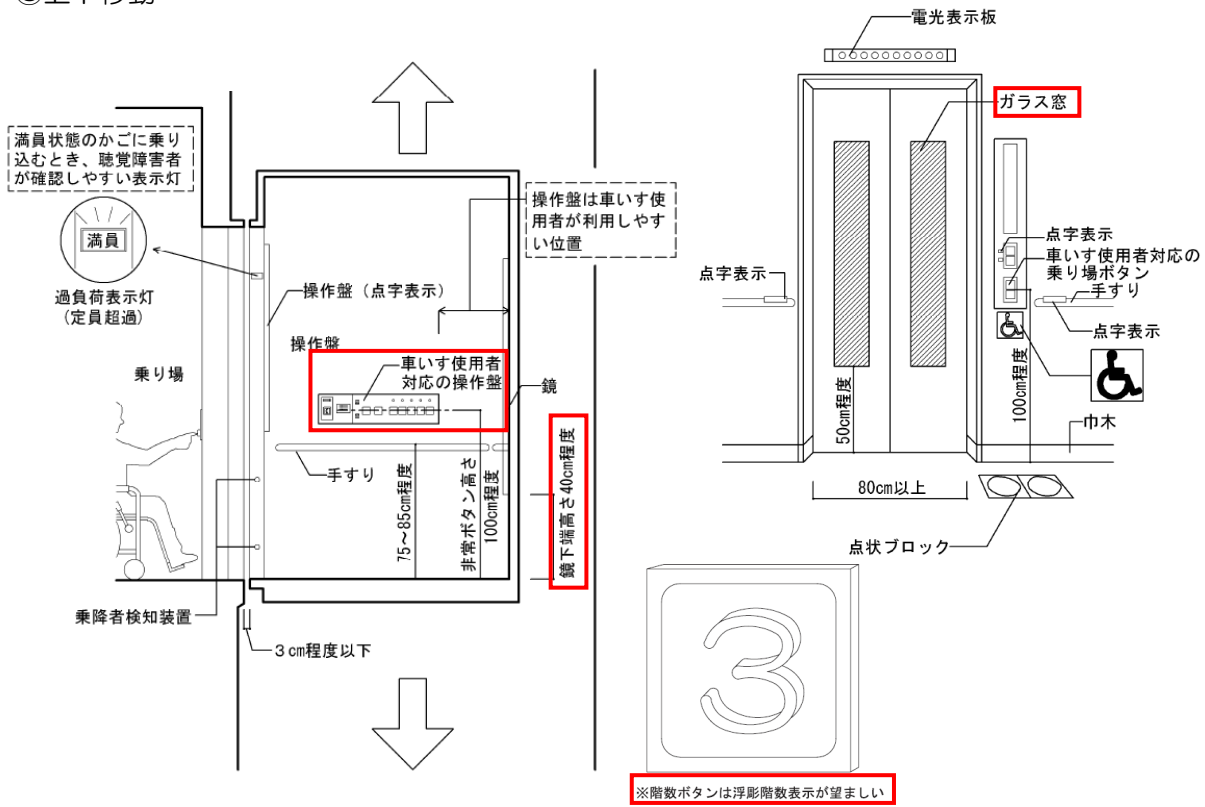
① 出入口・敷地内通路



② 建物内通路

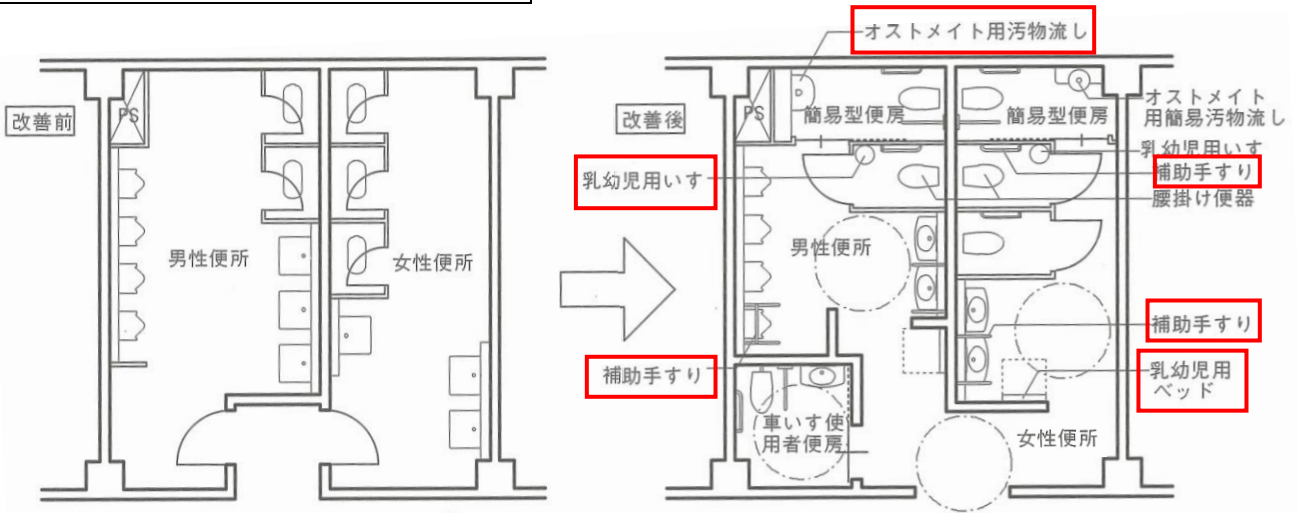


### ③上下移動



#### ④トイレ

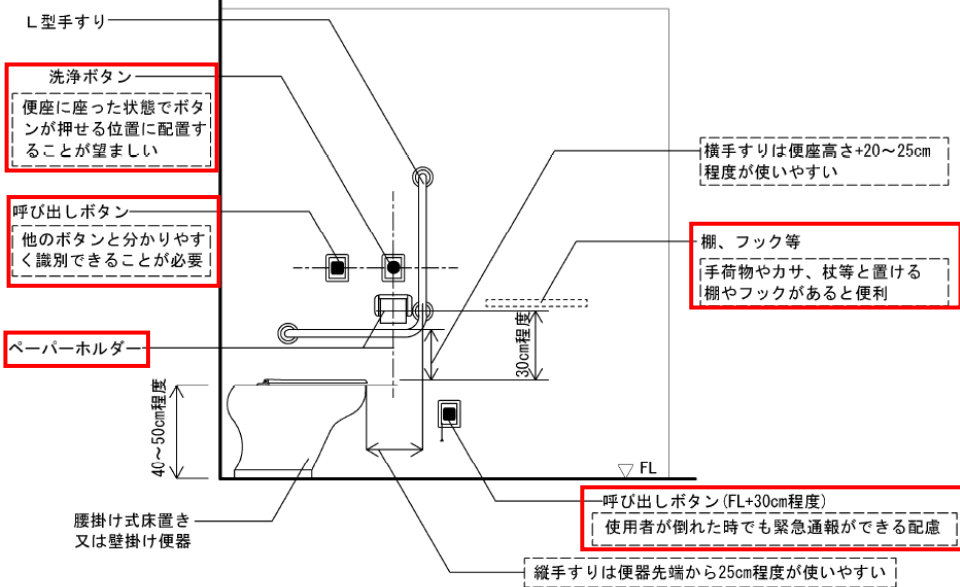
#### トイレの改善例（車いす対応・機能分散）



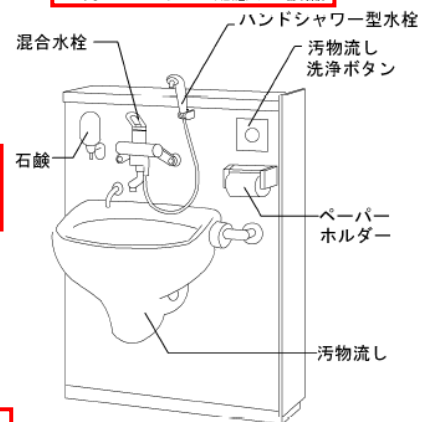
廊下  
・高齢者・障害者等に対応する便房がない場合

- ・車いす使用者用便房を設置する
- ・簡易型機能を備えた専用便房を設置する
- ・和風便器を腰掛便器に改善する
- ・小便器を床置き式ストूल又は低受け口の壁掛け式に改善する
- ・オストメイト用設備を設置する
- ・補助手すりや乳幼児設備を設置する

#### ○ボタン等の配置

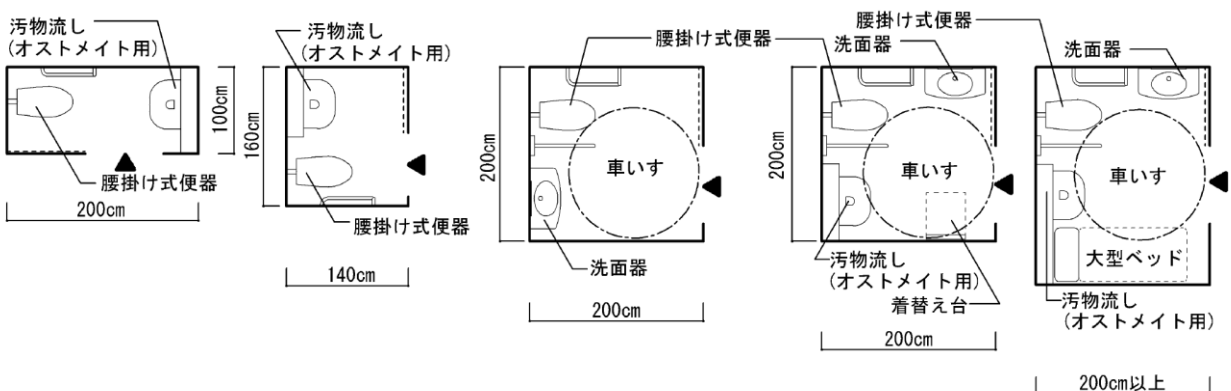


#### ○汚物流し (オストメイトに配慮した設備)



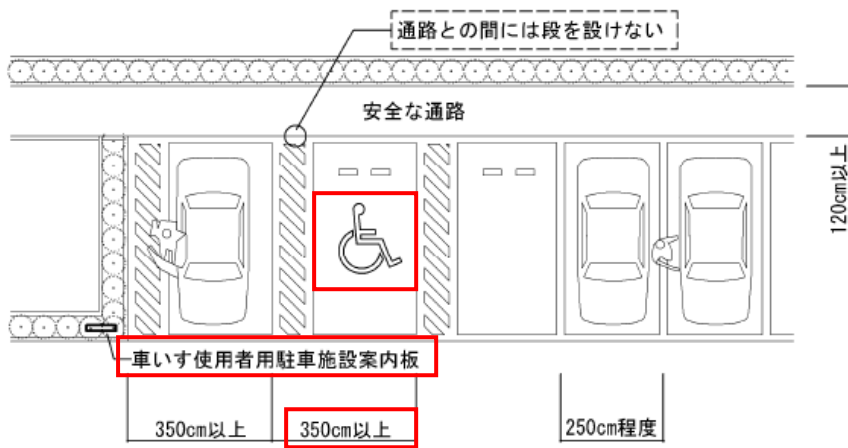
#### ● 個別機能を備えた便房及び多機能便房の寸法例

○オストメイト用設備を有する便房    ○車いす使用者用便房    ○多機能便房





⑤ 駐輪場・駐車場



マナーアップポスター（埼玉県）

⑥ 案内設備

ピクトグラムによる案内



触知図や音声による案内

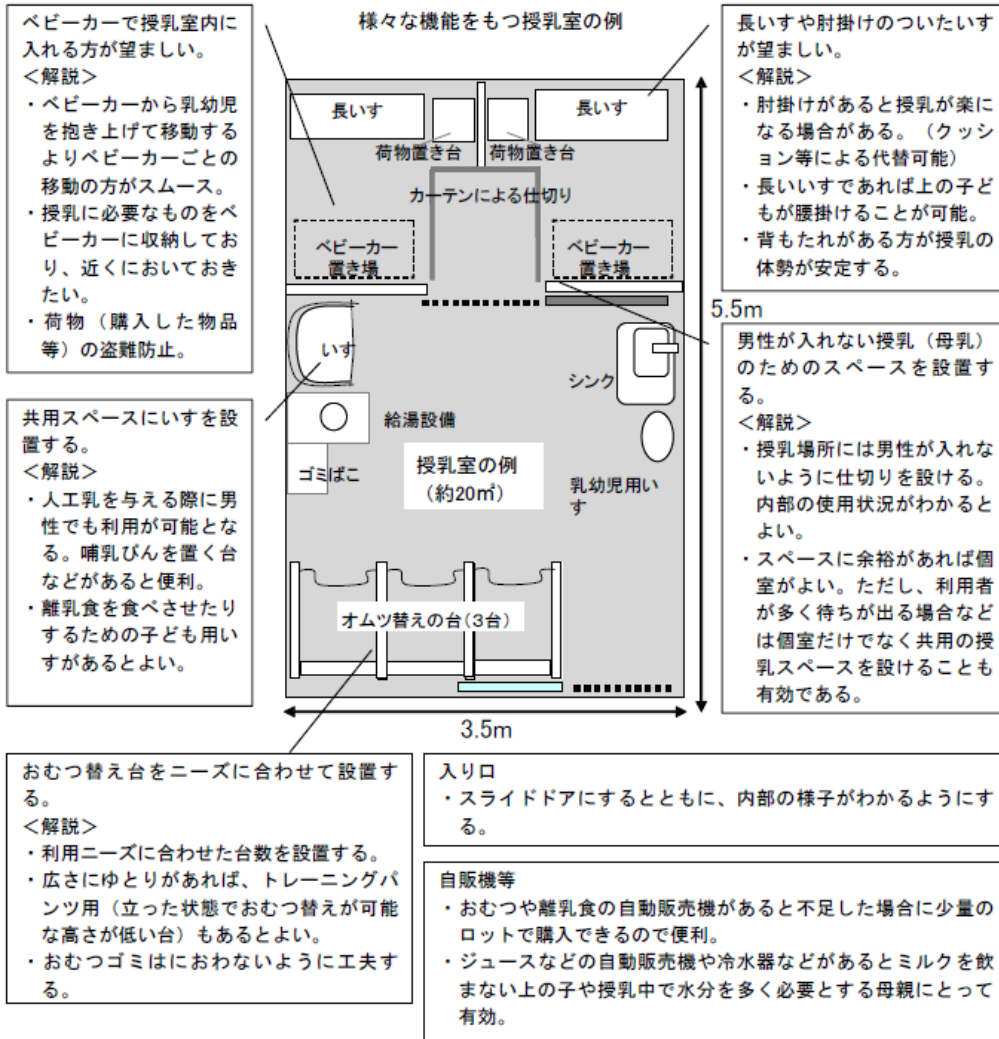


総合案内（人による対応）

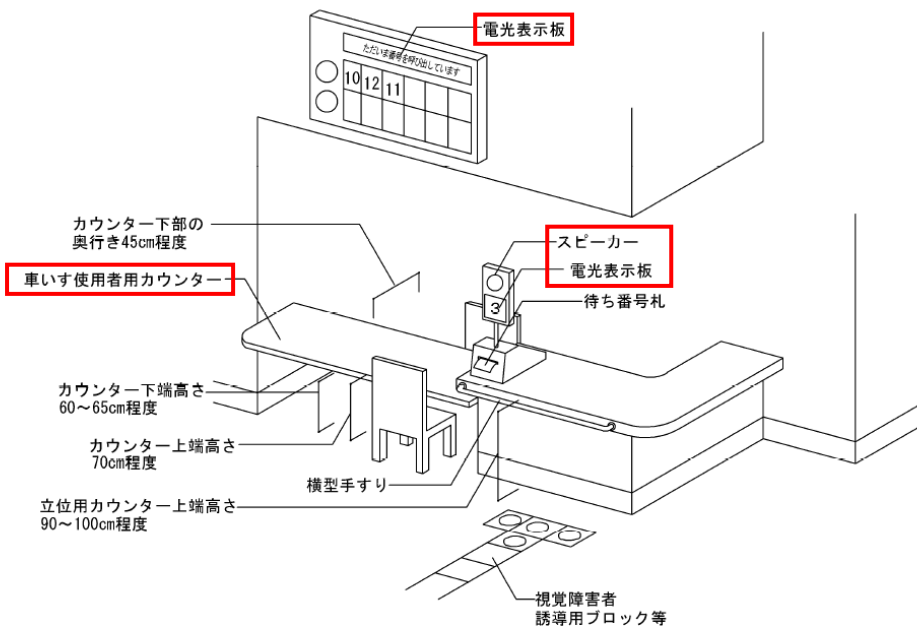


⑦その他設備

授乳室の配置例



窓口・カウンターの場合

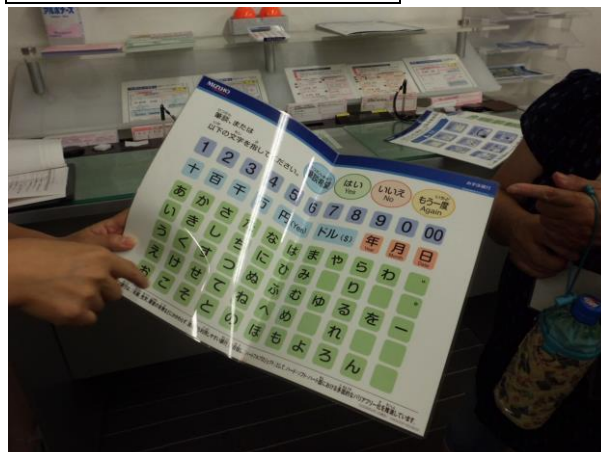


⑧人的対応・心のバリアフリー

耳マーク・筆談具



コミュニケーション支援ボード





※ワークショップや地域懇談会などで区民意見が多かったもののうち、移動等円滑化基準や関連ガイドラインに記載のあるものは**赤字**、文京区独自のものは**青字**で示しています。

### 3.7 都市公園の移動等円滑化

項目	共通の配慮事項
①出入口	敷地境界（道路等と公園敷地）に通行の支障となる段差や勾配を設けない。
	車いす使用者等が通るのに十分な出入口幅を確保する（90cm以上）。
	歩道上から出入口、主要な施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックを設置する。
②園路	主要な園路は <b>平坦で固くしまっていて滑りにくい路面</b> とする。
	主要な園路には段差を設けない。 主要な園路は車いす使用者等が通るのに十分な通路幅を確保する（120cm以上）。
③トイレ	車いす使用者用が円滑に利用できる多機能トイレを設置する（十分な広さ、可動式手すり、オストメイト対応設備、わかりやすいボタン配置など）。
④休憩施設	日陰やベンチ等の休憩施設を設置する。
	車いす使用者等が利用しやすい構造の水飲み場を設置する。
⑤案内設備	バリアフリー化された経路やバリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどを活用した <b>大きくわかりやすい案内表示</b> を設ける（必要に応じて点字表示・音声案内など）。
⑥維持管理	園路やトイレ、案内設備、植栽の枝などの適切な維持管理に配慮する。
	利用者の駐輪が、出入口やスロープ、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないように配慮する。
⑦その他設備	<b>庭園など文化的景観を有する公園では、可能な範囲で園路等のバリアフリー化に努めるとともに、整備が難しい場合には案内などによる情報提供を充実</b> する。
	<b>避難場所に指定されている場合は、音声放送設備だけでなく電光掲示等による文字情報の提供設備の設置にも配慮</b> する。
⑧人的対応・心のバリアフリー [管理事務所がある場合]	職員による案内やサポートなどの対応を充実する。
	多様な利用者への適切な対応について職員の教育を実施する。
	<b>コミュニケーション支援ボードや筆談用具を設け、設置を示す案内を表示</b> する。

● 参考：都市公園のバリアフリー化（国土交通省資料）

